

2011年9月22日

愛知自治体キャラバン実行委員会
代表者 徳田 秋 様

阿久比町長 竹内 啓二
(公 印 省 略)

介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書に対する回答

【陳情事項】 —★印が懇談の重点項目です—

★【1】自治体の基本的あり方について

①憲法第25条、地方自治法第1条をふまえて医療・介護・福祉など社会保障施策の充実をすすめてください。

回答) (保険課、住民福祉課)

予算の範囲内で充実に努めています。

第5次総合計画及び高齢者保健福祉計画に基づき、「人にやさしい健康・福祉のまち」を基本理念に掲げ、「自立して安心して暮らせる環境づくり」、「安心した生活を送れるよう社会保障の充実」を施策の目標にしています。

②税滞納世帯等への行政サービス制限は行わないでください。

回答) (保険課、住民福祉課)

行う考えはありません。

③徴税を強める愛知県地方税滞納整理機構については、徴税は自治体の業務であることをふまえて、滞納整理機構に税の徴収事務を移管しないでください。参加していない市町村は今後も参加しないでください。税滞納世帯の解決は、住民の実情をよくつかみ、相談にのるとともに、地方税法第15条(納税緩和措置)の適用をはじめ、分納・減免などで対応してください。

回答) (税務課)

滞納整理に当たっては、法に沿って担税力のある人に対して納税をしていただくことにしており、納税交渉の中で、その人に合った方法での納税対応をしています。

★【2】地震被害などに対応できる福祉・防災のまちづくりについて

①職員を適正に配置し、いつでも必要な住民サービスが提供できる自治体にしてください。

回答) (防災交通課)

8月21日に阿久比町全地区一斉の避難訓練を実施しました。町職員についても、各課のマニュアルに基づき、実施しました。まずは、避難することが一番であることを今回は最重点として地区避難民の確認をしに避難場所に職員を自転車、バイク部隊を結成し派遣しました。今後も、住民の安否を一番とする初動活動を行ってまいります。

②防災計画を、マグニチュード9を想定して見直し、市町村独自の対策を講じてください。

回答) (防災交通課)

阿久比町防災計画については、国、県の防災計画と連動させてありますので、県の見直し後に愛知県と連絡を密にし、防災計画の見直しを行ってまいります。

また、地震による津波被害予想としまして、等高線マップの作成をし、全住民に配布します。

阿久比町全地区一斉の避難訓練を実施し各地区での一時避難所と町指定避難所までの所要時間を地区で把握し危険か所等が無いか確認していただいております。要援護者が安全に避難できる避難経路等を建設課と相談して行ってまいります。

③小中学校などの耐震化の促進、食料・水などの備蓄の強化、防災拠点の耐震化をはかってください。個人宅の耐震化についても促進をはかる施策を充実してください。

回答)

小中学校の耐震化については、平成22年度に全小中学校完了しています。(学校教育課)
食料・水などの備蓄については、予算の増額を検討し強化を図りたいと考えます。防災拠点の耐震化については、防災拠点の機能を持つ新庁舎建設を計画しています。(防災交通課)
住宅の耐震診断を促す方法として、該当する建築物の所有者にダイレクトメールを郵送する方法を考えています。また、耐震診断をした方には、一般的な耐震工事内容を紹介するような広報や回覧等を行い、工事施工の啓発をする予定です。(建設課)

④避難所のバリアフリー化をすすめてください。

回答) (防災交通課)

避難所の開設箇所は、22か所あり現在バリアフリーがされているか所は15か所であります。今後施設を所有する関係課と相談しバリアフリー化に努めてまいります。

⑤集団での避難生活が困難な高齢者・障がい者(児)、特別な介護を含む援助が必要な高齢者・障がい者(児)のための福祉避難所を整備・拡充してください。

回答)

障がい者(児)については、町内の障害者福祉施設から受け入れの申し出があり活用します。(住民福祉課) その他は、現在のところ、考えはありません(保険課)

⑥災害拠点病院の強化拡充をはかってください。

回答) (防災交通課)

現在防災計画に、阿久比町が医療救護の万全を期するため知多郡医師会長及び阿久比支部長との間で災害時の医療援助に関する協定が結んであります。

⑦防災マップの見直し、避難経路の確保等を進めてください。

回答) (防災交通課)

②で回答済み。

⑧防災教育を徹底してください。

回答) (防災交通課)

各学校で、防災及び危機管理マニュアルの計画書が作成されており、毎年訓練を実施しております。

【3】以下の事項を実現し、市町村の福祉施策を充実してください。

1. 安心できる介護保障について

(1)介護保険について

★①介護保険料を引き下げてください。また、負担能力に応じたきめ細かい保険料負担段階を設置してください。

回答) (保険課)

8段階9階層方式をとっています。

②低所得者に対する介護保険料の減免制度を実施・拡充してください。とくに、住民税非課税、介護保険料普通徴収の高齢者、無年金者への配慮をつよめてください。

回答) (保険課)

低所得者の保険料軽減に努めています。

★③低所得者に対する利用料の減免制度を実施・拡充してください。

回答) (保険課)

訪問介護サービスについて実施しています。

★④要支援者を介護保険からはずす「介護予防・日常生活支援総合事業」は実施せず、介護保険による介護予防サービス及び地域支援事業を充実してください。

回答) (保険課)

配食サービスについては、今後も65歳以上の一人暮らし高齢者の安否確認も兼ねて実施していきます。

★⑤特別養護老人ホームや小規模多機能施設など施設・在宅サービスの基盤整備を早急におこなってください。基盤設備が円滑に進み、低所得者・医療依存度の高い利用者の入所が確保できるよう助成制度を設けてください。

回答) (保険課)

22年度に「小規模多機能ホーム阿久比」の施設整備を行い、23年度にはグループホームの施設整備を予定しております。施設への助成は考えていません。

★⑥地域包括支援センターを中学校区毎に設置し、最低1カ所は市町村直営としてください。また委託されたセンターの職員が責任をもって働き続けられるよう委託費を引き上げてください。

回答) (保険課)

現在は、中学校区1カ所で町の地域包括支援センターで運営しております。

⑦介護労働者を確保するために、適正な賃金・労働条件および研修について、財政的な支援をしてください。

回答) (保険課)

介護労働者の確保についての財政支援は、他業種との均衡を阻害することから考えていません。

(2)高齢者福祉施策の充実について

★①高齢者が地域でいきいきと生活するために、以下の施策を一般会計で実施してください。

ア. ひとり暮らし、高齢夫婦などへの安否確認や買い物など多様な生活支援の施策を充実してください。

回答) (保険課)

民生委員の協力や配食サービス利用者にあつては安否確認を実施しています。

イ. 高齢者や障がい者などの外出支援のため地域巡回バスや福祉バスなどの施策を充実してください。

回答) (保険課)

タクシー券の助成を行っています。また巡回バスも10月から試行運行します。

ウ. 宅老所、街角サロンなど的高齢者の集まりの場への助成金制度を拡充し、高齢者がねたきりにならないよう多面的な福祉施策を実施してください。

回答) (保険課)

高齢者の集まりの場所として4宅老所を開設しています。また、2カ所のサロン活動をモデル事業として実施しています。

エ. 高齢期になっても住み続けることができるバリアフリーの高齢者住宅を公営で整備してくだ

さい。

回答) (保険課)

現状では、計画はありません。

- ②配食サービスは、最低毎日1回は実施し、助成額を増やし自己負担額を引き下げてください。また、閉じこもりを予防するため会食(ふれあい)方式も含め実施してください。

回答) (保険課)

夕食のみ実施しています。調理に要する食材費、調理費(加工費)を負担していただき、配送費は補助しています。これ以上は考えていません。

(3)障がい者控除の認定について

- ★①介護保険のすべての要介護認定者を障がい者控除の対象としてください。

回答) (保険課)

介護度により対象としています。

- ★②すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を個別に送付してください。

回答) (保険課)

個別に送付しています。

2. 高齢者医療などの充実について

- ★①後期高齢者医療対象者のうち住民税非課税世帯の医療費負担を無料にしてください。福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象を拡大してください。

回答) (保険課)

医療費の助成は、後期高齢者医療制度の加入者に限らず、医療費の助成を必要とする方々の状況に応じて必要と考えます。現在、限られた財源の中で幅広く福祉医療を実施している中、更なる拡大については現時点では困難です。

- ②後期高齢者医療制度の保険料滞納者に対する保険証の取り上げ・資格証明書の発行をしないでください。また、短期保険証は、発行しないでください。

回答) (保険課)

納付相談等により、極力発行しない予定です。

3. 子育て支援について

- ★①18歳年度末まで医療費無料制度を現物給付(窓口無料)で実施してください。また、自己負担を設けている自治体はなくしてください。

回答) (保険課)

本町においては、平成22年7月より町単独事業として子ども医療費助成の通院分を中学校卒業まで拡大実施しました。18歳までの医療費については、現時点では考えておりません。

- ②妊産婦健診は、初回の健診も含め、産前14回、産後1回を無料で受けられるように助成してください。

回答) (環境衛生課)

現在、妊婦健診14回、産婦健診1回、乳児健診2回を実施しています。

- ★③就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯までとしてください。申請の受付は、学校だけでなく市町村の窓口でも受け付けてください。また、申請手続きに民生

委員の証明が必要な市町村はなくし、支給内容を拡充してください。

回答) (学校教育課)

本町は、児童扶養手当の所得制限を準用しています。申請は、学校と教育委員会の窓口の両方で受け付けています。申請の手續に民生委員の証明は必要ありません。

④義務教育は無償の立場から学校の給食費は無料にしてください。

回答) (学校教育課)

現行の学校給食法では、施設及び設備に要する経費と運営は設置者の負担、給食費については保護者負担と定められているため、義務教育とはいえ、無料の考えはありません。

4. 国保の改善について

★①国民健康保険制度の都道府県単位化に反対してください。

回答) (保険課)

国民健康保険制度は、高齢者や低所得者の増加などの構造的な問題を抱えており、保険財政の格差を解消し、安定化を図るためには、広域化は必要であると考えます。

★②保険料(税)について

ア. これまで以上に一般会計からの繰り入れをおこない、保険料(税)の引き上げを行わず、減免制度を拡充し、払える保険料(税)に引き下げてください。

回答) (保険課)

平成23年度におきましては、一般会計からの繰り入れを行い、保険税の負担軽減を図りました。

イ. 18歳未満の子どもについては、均等割の対象としないでください。当面、一般会計による減免を実施してください。

回答) (保険課)

均等割は、給付の対象となる被保険者に均等に課税されるもので、平等にご負担いただいております。

給付に対しては、中学校卒業までの子供は、医療費無料制度を実施しています。減免の拡充を図れば、その財源は他の加入者の負担増となることから、減免制度の拡充は、考えていません。

ウ. 前年所得が生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に対する減免制度を設けてください。

回答) (保険課)

法の定めにより対応します。

エ. 所得激減による減免要件は、「前年所得が1,000万円以下で当年の見込所得が500万円以下、かつ前年所得の10分の9以下」にしてください。

回答) (保険課)

減免制度の拡充については、現在のところ考えていません。

★③保険料(税)滞納者への対応について

ア. 資格証明書の発行をやめてください。とりわけ、18歳年度末までの子どものいる世帯、母子家庭や障がい者のいる世帯、病弱者のいる世帯には、絶対に発行しないでください。なお、義務教育修了前の子どもについては、窓口交付だけでなく、郵送も含め1枚も残すことなく保険証を届けてください。

回答) (保険課)

資格証明書や短期保険証の発行は、滞納者との面談の機会を増やし、納税相談をしていただくためのもので、国保運営上必要な制度と認識しています。

福祉医療の給付対象者、高校生以下の子供にあつては資格証明書は発行していません。有効期間満了までに、更新のお知らせや電話での勧奨により、未更新にならないようにしています。

イ. 滞納者に対し給付の制限をしないでください。

回答) (保険課)

給付制限は実施していません。

ウ. 保険料(税)を支払う意思があつて分納している世帯には正規の保険証を交付してください。

回答) (保険課)

短期保険証の発行は、滞納者との面談の機会を増やし、納税相談をしていただくためのもので、国保運営上必要な制度と認識しています。

エ. 保険料(税)を払いきれない加入者の生活実態の把握に努め、加入者の生活実態を無視した保険料(税)の徴収や差押えなど制裁行政をしないでください。また、無保険者の調査を実施してください。

回答) (保険課)

滞納処分などは、被保険者間の負担の公平の観点から、国税徴収法・地方税法に基づき適正に、事務を進めています。

保険制度のPRとして町ホームページに掲載しており、調査については考えていません。

④一部負担金の減免制度については、生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に対しても実施してください。また、一部負担金の減免制度を行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど住民に制度を周知してください。

回答) (保険課)

法の定めにより対応します。

5. 障がい者(児)施策の充実について

★①障がい者(児)の医療・福祉サービスの自己負担、利用料、給食費・食費・光熱水費などの実費負担を市町村独自に減免してください。

ア. 自立支援医療を利用する住民税非課税世帯の利用料を無料にしてください。

回答) (住民福祉課)

自立支援医療については、身体障害者手帳1～3級、及び精神通院につきましては、本町の福祉医療制度の対象となり自己負担は無料です。

イ. 障がい児入所・通園施設利用料、居宅介護・行動援助など福祉サービス利用料、補装具を無料にしてください。

回答) (住民福祉課)

国の基準で負担をお願いします。

ウ. 市町村が行う地域生活支援事業を無料にしてください。特に、移動支援・福祉ホーム利用料を無料にしてください。

回答) (住民福祉課)

国の基準で負担をお願いしますが、現在ほとんどの方が、軽減措置で自己負担無しで利用しています。

エ. 施設利用者の食費・光熱水費の自己負担をなくしてください。

回答) (住民福祉課)

特定障害者特別給付費を支給していますので、食費・光熱水費については、それを充てることが適当と思われます。

- ②実態に合わない障害者程度区分認定を基準としたサービス利用時間の支給制限を撤廃してください。移動支援等の地域生活支援事業に対する予算を増額し、移動支援は必要時間を支給してください。

回答) (住民福祉課)

サービス利用時間は区分認定だけを基準にしていません。諸事情を勘案して支給しています。

- ③第3期障害福祉計画の策定にあたって、数値目標・サービス見込み量の検討段階においても幅広く意見をもとめ、障害者本人・家族・事業者の意見を反映したものにしてください。また、ホームヘルパー増員、グループホーム・ケアホームの増設などをはかり、選択できる基盤整備をすすめるものとしてください。

回答) (住民福祉課)

第3期福祉計画の策定にあたり、障害者手帳所持者全員にアンケートを送り広く意見を聞いています。

ホームヘルパーは資格が必要な為、事業所等に積極的に参加するよう呼びかけています。グループホーム・ケアホームの建築にあたり、事業所が県等から補助金を受ける際には、町は強く陳情しています。

- ④国・県に準じて障害者政策委員会を設置してください。

回答) (住民福祉課)

障害者政策委員会はないが、障害者計画策定委員会・障害者計画推進委員会を設置しており、障害者政策委員会に代わる機能を果たしています。

- ⑤障害者差別禁止条例を制定してください。

回答) (住民福祉課)

愛知県が障害者差別禁止条例を制定していないため、現段階では時期尚早と考えています。わが国が障害者権利条約を締結し、愛知県も障害者差別禁止条例を制定するであろうということを念頭に置いて、今後の障害福祉行政を推進していきます。

6. 健診事業について

- ★①特定健診、がん検診、歯周疾患検診は、年1回無料で受けられるようにしてください。また、医療機関で行う個別方式・保健センターなどで行う集団方式をともに実施してください。

回答) (保険課)(環境衛生課)

特定健診は年20回無料で実施しています。集団検診を行うことで各地区に出向き、受診率の向上と事業費の軽減を図っています。

平成23年度のがん検診は、延べ年間117回、基本健診は20回実施しています。現在、集団健診のみで対応していますが、地区に出向くことにより、健診率の向上と事業費の軽減を図っています。

歯周疾患検診は、平成18年度から、節目年齢(40、50、60、70歳)の方に無料で実施しています。また、肺がん検診は、従来より40歳以上の方に無料で実施しています。

- ②40歳未満の住民を対象にした健康診査を、年1回無料で受けられるようにしてください。

回答) (環境衛生課)

16歳から39歳までの方を対象に従来から無料で実施しています。

7. 予防接種について

★①ヒブ、小児用肺炎球菌、HPV(子宮頸がんワクチン)の任意予防接種を無料で受けられるようにしてください。

回答) (環境衛生課)

平成23年度より無料で実施しています。

②高齢者用肺炎球菌、水痘(みずぼうそう)、流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)の任意予防接種に助成制度を設けてください。

回答) (環境衛生課)

高齢者用肺炎球菌ワクチンについては、平成23年2月より70歳以上の方を対象に接種費用の一部助成を実施しています。

8. 生活保護について

★①憲法第25条および生活保護法に基づいて、他の制度を理由に生活保護申請を認めない、あるいは妨害することのないようにしてください。また、生活保護が必要な人には早急に支給してください。

回答) (住民福祉課)

生活保護の相談があった場合、基準に該当するかどうか事前調査し、該当する場合は、県福祉事務所と連携し、適切な支給に努めています。

②自家用車の所有を理由に画一的に申請を認めない取り扱いを行わないでください。

回答) (住民福祉課)

生活保護は県が認定するため、行わないよう県福祉事務所をお願いします。

③就労支援や生活指導を個別に丁寧におこなうために、専門職を含む正規職員を増やしてください。

回答) (住民福祉課)

人員配置については、現行の体制で対応しますが、県福祉事務所にも支援を依頼します。

【4】国および愛知県・広域連合に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

1. 国に対する意見書・要望書

①消えている年金問題を全面解決し、消費税を財源にすることなく、全額国庫負担による「最低保障年金制度」をつくってください。その際、すべての高齢者の無年金・低年金の改善に役立つものにしてください。受給資格年限を短縮し、安心してらせる年金制度を確立してください。年金支給年齢の引き上げは行わないでください。また、旧社会保険庁職員の分限免職を撤回し、業務に精通した職員を活用し、国民の期待にこたえる年金業務体制としてください。

②後期高齢者医療制度をすみやかに廃止し、元の老人保健制度にもどしてください。医療保険の患者負担を軽減してください。また、国民健康保険の都道府県単位化は行わず、国庫負担を増額してください。

③介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。安心して介護サービスが受けられるように介護報酬を改善してください。介護労働者の処遇を改善し、働き続けられるようにしてください。

④18歳年度末までの医療費無料制度を創設してください。現物給付による子どもの医療費助成に対し国民健康保険の国庫負担金を減額しないでください。妊産婦健診の補助金を拡充し、恒久措置としてください。

⑤消費税率の引き上げは行わないでください。

⑥東日本大震災で明らかとなった公立病院・公的病院の役割が充分発揮されるよう、病院の統

廃合・病床削減をやめて、ペナルティーなしの地域医療再生のための交付金を支出してください。また、地域医療充実につながるような診療報酬改定を行ってください。

- ⑦障がい者(児)が生きるために必要な福祉・医療制度の利用料負担、実費負担を撤廃してください。また、早急に高齢障がい者等に対する介護保険制度を優先する仕組みを改め、障がい者本人の必要性に応じて障がい者施策と介護保険を選択できるようにしてください。
- ⑧ヒブ、小児用肺炎球菌、HPV、高齢者用肺炎球菌、水痘(みずぼうそう)、流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)の任意予防接種を定期接種としてください。不活化ポリオワクチン導入を早急に行ってください。

回答)

それぞれの意見書・要望書について、国や県の動向を注視し、関係団体等と連携を図りながら必要な要望をまいります。

2. 愛知県に対する意見書・要望書

- ①後期高齢者医療制度を選択しない65～74歳の障がい者にも、障害者医療費助成制度を適用してください。
- ②後期高齢者医療対象者のうち、住民税非課税世帯の医療費負担を無料にしてください。福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象を拡大してください。
- ③後期高齢者の健康診査事業に県として補助金を出してください。
- ④子どもの医療費助成制度の対象を18歳年度末まで拡大してください。
- ⑤国民健康保険への県の補助金を増額してください。
- ⑥精神障がいにある人の医療費助成は、一般疾病も対象にしてください。
- ⑦障がい福祉サービス・自立支援医療・補装具の利用料負担、施設での食費・水光熱費などの実費負担、市町村が行う地域生活支援事業の利用料負担を無くしてください。
- ⑧厚労省通知「看護師等の『雇用の質』の向上のための取組について」に基づいて看護師等の勤務環境の改善を図るとともに、看護師の大幅増員を図ってください。

回答)

それぞれの意見書・要望書について、国や県の動向を注視し、関係団体等と連携を図りながら必要な要望をまいります。

3. 愛知県後期高齢者医療広域連合に対する意見書・要望書

- ①愛知県に健康診査事業への補助を行うように要請してください。
- ②低所得者に対する保険料および一部負担金の独自の減免制度を設けてください。
- ③保険料滞納者への保険証取り上げ・資格証明書の発行は行わないでください。
- ④後期高齢者医療制度に関する懇談会の委員に公募枠を設けるとともに、懇談会を公開してください。

回答)

それぞれの意見書・要望書について、国や県の動向を注視し、関係団体等と連携を図りながら必要な要望をまいります。

以上